

事 務 連 絡  
平成19年5月24日

財団法人 日本航空協会 御中

航空局技術部乗員課

「超軽量動力機等に関する航空法第28条第3項の許可の手続き等について」  
及び「超軽量動力機等に関する航空法第28条第3項の許可の  
手続き等に関する事務処理要領」の改正について

当局では、標記について、超軽量動力機等に関する航空法第28条第3項の許可の手続き等について（平成8年10月1日付空乗第181号）及び超軽量動力機等に関する航空法第28条第3項の許可の手続き等に関する事務処理要領（平成13年4月1日付国空乗第53号）の表現の適正化について検討を進めてきたところであります。

については、今般、検討結果を踏まえて、下記のとおり表現の適正化のための改正をすることといたしましたので、貴協会傘下の会員に対しご周知のほどよろしくお取り計らい願います。

記

改正内容：別紙のとおり

参考資料：参考1（改正の概要）及び参考2（改正内容の見え消し）

施行日：5月24日

問い合わせ先：国土交通省技術部乗員課企画係 加藤（03-5253-8111 ex.50318）

以上

(参考1)

平成19年5月  
航空局技術部乗員課企画係

「超軽量動力機等に関する航空法第28条第3項の許可の手続き等について」  
及び「超軽量動力機等に関する航空法第28条第3項の許可の  
手続き等に関する事務処理要領」の一部を改正する通達の概要について

### 1. 背景

超軽量動力機等に関する航空法第28条第3項の規定による業務範囲外行為の許可（以下「許可」。）の基準等を定めた通達である「超軽量動力機等に関する航空法第28条第3項の許可の手続き等について（平成8年空乗第181号）」及び「超軽量動力機等に関する航空法第28条第3項の許可の手続き等に関する事務処理要領（平成13年国空乗第53号）」（以下「要領」。）につきましては、平成18年度のもみじ要望において、要領の様式4（以下「健康診断書」。）に規定されている有効期限に関する表現が不明瞭であるとの指摘がありました。これを受けて、航空局技術部乗員課では、適当な表現について検討してきたところです。

### 2. 改正の概要

上記のような背景を受け、健康診断書に規定されている有効期限は、あくまで許可の申請書類としての有効期限であることを明確化することとします。

また、今回の改正に合わせて、既に存在しないサーキュラーを引用している部分を修正する等、所用の改正を行うこととします。

※ なお、すでに取得している健康診断書が、本改正で無効になることはありません。

### 3. 施行日等

施行日 決済完了日（平成19年5月24日）